



2017年10月25日

逗子市議会
議長 菊池 俊一 様

神奈川県医療労働組合連合会
神奈川県横浜市中区桜木町 3-9 横浜平和と労働会館 3階
電話：045 (228) 7704 / FAX：045 (228) 7717
執行委員長 古岡 孝広

安全・安心の医療・介護の実現と 夜勤交替制労働の改善を求める陳情

【陳情趣旨】

厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について（5局長通知）」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取組について（6局長通知）」の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきました。また、医療勤務環境改善に関する改正医療法の規定（2014年改正）では、勤務環境改善に向けた各医療機関の取り組みを支援するよう都道府県に求めています。

しかし、日本医労連が2017年5月1日～2017年7月25日を調査期間として実施した「看護職員の労働実態調査」（回答数 33,402）では、「慢性疲労」（71.7%）、「辞めたいと思う」（74.9%）という看護師の実態や、医療の提供についても「十分な看護ができていない」（50.8%）、「ミス・ニアミスの経験がある」（82.9%）という事態に陥っており、これらの状況が前回の調査（2013年）から改善されていないことも明らかになっています。

勤務環境の改善なしに医療提供体制の改善はあり得ません。看護師等の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画を作成し、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医療従事者の勤務環境の改善を実効性のあるものにし、医療提供体制を充実していくことが求められています。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

- ① 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
 - (1) 1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - (2) 夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。
 - (3) 介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。
- ② 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
- ③ 患者・利用者の負担軽減をはかること。
- ④ 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上